

福島市議会の個人情報の保護に関する条例を制定

個人情報の保護に関する法律（以下〔個人情報保護法〕と表記）の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、各地方公共団体には個人情報保護法が規定する全国一律の共通ルールが適用されるようになります。

しかしながら、地方公共団体の議会は個人情報保護法が規定する共通ルールの適用対象から除外されています。（改正後の個人情報保護法第2条第11項第2号）

このことから、福島市議会では、個人情報保護法が適用される市長部局と差異が生じないよう個人情報保護法が規定する個人情報の保護に準じて、引き続き議会における個人情報保護制度の適正運用を図るため、新たに〔福島市議会の個人情報の保護に関する条例〕（令和5年4月1日施行）を制定しました。

福島市議会の個人情報の保護に関する条例はこちらからご覧ください



委員会での調査結果をもとに市長に政策提言

市議会の各常任委員会では市の事務に関する調査、検証を行っており、そのうち建設水道常任委員会で行った所管事務調査の結果について令和4年12月16日の本会議において委員長より報告がなされ、全会一致で承認されました。

同日、議会閉会後にはその内容を取りまとめ、市議会からの提言書として市長へ直接説明し、提出しました。

調査テーマ・期間：除雪に関する調査（令和4年2月～12月）

調査目的：地球温暖化に起因する突発的な大雪により交通障害や路面凍結に伴う事故などが多発する中、本市においても同様の被害が生じており、市民の安全で安心な暮らしを守るためには、雪害による影響を低減し、道路環境の保全を図ることが重要であるため。

委員長報告の全文はこちらからご覧ください



提言の主な内容

○市、市民、除雪業者との連携について

市が主体となって三者協議の場を設け、各地区における自助、共助の可能性と公助の必要性や雪寄せ場の確保、排雪運搬などについて情報共有することで、市民参加を含めた三者連携による除雪活動を促進する環境を整備すべきである。

○小型除雪機械貸出し制度の拡充について

市民の利便性を考慮し、貸出し可能な支所や小型除雪機械の機種および台数を拡充するとともに、地域の特性に合わせた幅広い貸出し方法を検討するなど制度の見直しを行うべきである。

提言書の全文はこちらからご覧ください



今後の予定

総務・文教福祉・経済民生の各常任委員会では、現在調査を実施中であり、調査が終了次第、同様に委員長報告を行う予定です。